

告示

埼玉県告示第百五十六号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ メチルⅡニ―「一―（四―フルオロブチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノアート（通称名四F―MDMB―BINACA）及びその塩類
- ロ N―「二―（二―フェニルエチル）ペリジン―四―イル」―N―フェニルペンタンアミド（通称名Valerylentanyl）及びその塩類
- ハ （八R）―一―アセチル―N・N―ジエチル―六―メチル―九・一〇―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキサミド（通称名ALD―五二、一―Ace tyl―LSD）及びその塩類
- ニ 一―（一・三―ベンゾジオキソール―五―イル）―二―（ブチルアミノ）ペンタン―一―オン（通称名N―Butylpentylone）及びその塩類

二 効力発生の日

令和二年二月二十九日